

## 感染症における出席停止扱いについて

学校保健法等により、下記の疾病に罹患した生徒は出席停止扱いとなります。  
必ず、『感染症治癒報告書』（証明書類添付あり）を提出してください。報告書の提出は、再登校時とします。

		学校を休む期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ熱、急性灰白髄炎、シフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSウィルス）、中東呼吸器症候群（MERSウィルス）、鳥インフルエンザ（H5N1型、H7N9型）、その他（指定感染症、新感染症）	許可がでるまで *完全に治癒するまで  （感染症の予防及び感染症の患者に対する法律に基づく）
第2種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症してから5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。 または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が消失した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	有症状者：発症してから5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 無症状者：検体を採取した日から5日を経過するまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、流行性角結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎、  〔その他〕溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ） etc	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで